The University of Osaka
Institutional Knowledge Archive

Title	秘伝の相承と楽書の生成（1）：〔羅陵王舞譜〕から『舞楽手記』へ
Author(s)	中原，香苗
Citation	詞林. 2008, 44, p. 62-78
Version Type	VoR
URL	https://doi.org/10.18910/67587
rights	
Note	

The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA

https://ir.library.osaka-u.ac.jp/

The University of Osaka

秘伝の相承と楽書の生成（1）

――〔羅陵王舞譜〕から『舞楽手記』へ――

中原　香苗

はじめに

宮内庁書陵部に収められる伏見宮家旧蔵楽書のうちに、建暦二年（一二一二）の奥書をもつ舞楽の譜〔羅陵王舞譜〕（伏・一〇七六）が存する。[1] これは、鎌倉時代の楽人で、三大楽書の一つとされる『教訓抄』（天福元（一二三三）年成立）の著者として名高い狛近真によって著されたと推測されるものである。この楽譜は、左方唐楽の舞楽曲《羅陵王》の舞の譜と笛の譜とからなっており、現存する舞譜のうち、年時の明確なものとしてはもっとも古いものに属する。古い時期の《羅陵王》の舞譜としては、管見の限りでは「春日楽書」中の『舞楽手記』及び『輪台青海波外楽記』、『掌中要録秘曲』（弘長三（一二六三）年）、文永元（一二六四）年以後の成立と思われる『竹僠眼集』にそれぞれ部分的なものが見えるに過ぎず、楽曲全体にわたる譜をもつものとして〔羅陵王舞譜〕の持つ意義は大きい。

ここには、《羅陵王》にまつわる故実や、秘伝、演奏記録などともに、《羅陵王》の一部で最秘伝とされる〈荒序〉について多くの説が記されており、「陵王秘伝集成」とでもいった趣を呈している。

前稿では、この譜が、狛氏嫡流断絶の危機にあって、狛氏の最秘事である〈荒序〉の相承に関わって記されたものであることを述べ、あわせて『教訓抄』著述にあたって参照されたであろうことを指摘したが、[2] 右のような成立事情を考慮に入れれば、これ以降、狛氏周辺で成立する楽書に大きな影響を与えたことは想像に難くない。

春日大社には、狛氏の楽統に伝えられた「春日楽書」とよばれる一連の楽書が存する。[3] 現在はその一部が残るのみであるが、いずれも鎌倉期にさかのぼるもので、狛氏の楽の継承を考えるうえで重要なものといえる。この「春日楽書」中にも〈荒序〉の記録や〈荒序〉譜がみられるのだが、それらは〔羅陵王舞譜〕と密接に関連している。殊に、舞楽の譜『舞楽手記』と、〈荒序〉の演奏記録を中心に記される『舞楽古記』とは深く関わっていると思われる。

かつて福島和夫氏は、近真の臨終にあたり、狛氏嫡流の秘説が断絶の危機にさらされた折に、興福寺僧聖宣の尽力によって、秘説が近真の子息へと伝えられたことを述べられた。[3] 本舞譜もそうした状況と無縁ではなく、近真没後の秘伝と楽統の相承をめぐって、大きな役割を果たしたと推測される。

具体的には、〔羅陵王舞譜〕とそれら楽書との関わりを検討することで、秘伝の相承の際に、いかにして楽書が生成するのか、その実態の一端が明らかになるのではないかと考える。

本稿では、如上の観点から、〔羅陵王舞譜〕と、「春日楽書」中の『舞楽手記』との関係について検討することとする。

一　〔羅陵王舞譜〕・「春日楽書」・『舞楽手記』

〔羅陵王舞譜〕と『舞楽手記』との関係について述べる前に、〔羅陵王舞譜〕の内容と「春日楽書」及び『舞楽手記』について簡単に述べておく。

まず、〔羅陵王舞譜〕の構成及び裏書の一覧をあげる。裏書は、譜との対応を考慮し、冒頭から順に番号を付した。

〔羅陵王舞譜〕の構成

＊「　」は、譜の表現を用いたものである。

Ⅰ舞譜

a　《羅陵王》の構成

b　《羅陵王》退場の時、沙陀調調子を改め、《案摩》を用いる由来

c　「舞出作法」

d　「乱序」「第一段」「第二段」「第三段」「第四段」「第五段」「第二段」「第三帖」「第六段」「第二段」「第三段」

e　「囀」　「第一段」「第二段」

f　「嗔序」「第一段」「第二段」

g　「祢取」

h　(1)「荒序二四八説　狛光則之家説」
「第一帖」「第二帖」「第三帖」「第四帖」「第五帖」
「第六帖」「第七帖」「第八帖」

(2)「一説八方八返様　同家説」
「第一帖」「第二帖」「第三帖」「第四帖」「第五帖」
「第六帖」「第七帖」「第八帖」

i　(1)「鎧鎧四方各二返様　狛光近之家説」
「第一帖」「第二帖」「第三帖」「第四帖」「第五帖」
「第六帖」「第七帖」「第八帖」

(2)「一説八方各一返様　同家説」
「第一帖」「第二帖」「第三帖」「第四帖」「第五帖」
「第六帖」「第七帖」「第八帖」

j　「略説」「八条中納言家顕長授進様云々」

k　「入破」「第一帖」「半帖」「第二帖」「半帖」「入破第二切異説」「二帖頭」「半帖頭」

l　「入様」「入綾手」「勅禄手」

m　御賀の際の〈入綾〉の故実

Ⅱ「龍笛荒序曲」
「一帖」「二帖」「三帖」「四帖」「五帖」「六帖」「七帖」「八帖」

奥書

【裏書】

1「尾張浜主之伝陵王舞時頌文」（〈囀〉の一説）
2「或書云」（「没日還午楽」の由来）
3「兼丸説云、陵王入時安摩ロクロウヲ吹、早物。」
4「三宮御記云、新楽乱声并陵王乱序者双調曲也。荒序并入破者渉陀調曲也。」
5「狛光時之家日記云」（諸所の陵王の面の由来）
6「内大臣（本）藤原朝臣宗輔生陵王御覧日記」
7「一説　東向天合掌シテ右見左見天詠詞囀、西向左廻合掌シテ左見右見天詠詞囀」
8「囀第三度舞様」（舞譜）
9「口伝云」（髭取手の故実）
10「古記云」（大友成道、鹿嶋明神より教えを受ける事）
11「篳篥者祢取行不吹、荒序之曲雖習伝輩、依無先例不吹。入破之時可吹也。」
12「荒序旧記」

①天治元年（一一二四）正月二十九日
②同二年正月十八日
③大治二年（一一二七）正月二十日
④長承元年（一一三二）八月二十二日
⑤同二年三月六日
⑥同二年三月七日
⑦同二年三月二十六日
⑧同三年二月二十日
⑨同三年後十二月十四日
⑩保延二年（一一三六）正月二十三日
⑪同二年二月九日
⑫同二年三月十一日
⑬同年三月十二日
⑭仁安三年（一一六八）正月十九日
⑮治承二年（一一七八）正月十八日
⑯建暦二年四月八日
⑰建保四年（一二一六）六月二十七日
⑱建保五年正月七日
⑲同年二月十五日
⑳（同年同月）十六日
㉑承久二年（一二二〇）九月十九日
㉒仁治元年（一二四〇）十二月十三日
㉓同二年二月十五日

㉔ 同年四月四日
㉕ 同三年五月十日
㉖（同年同月）十一日
㉗ 同年八月二十八日
㉘ 寛元二年（一二四四）二月十六日
㉙（同年同月）二十三日

13「入破半帖舞例」
14「上下賭弓、自加此所拍子、略説也。」
15「破第二切半帖異説」（舞譜）
16「私所荒序舞記」
①保延二年三月七日
②同三年十一月十九日
③保延元年九月十三日
④同十月二日
⑤長承三年閏七月廿四日
⑥長寛二年（一一六四）閏十月廿三日
17「寛治五年（一〇九一）相撲節、或賭弓云々」
18「八帖秘説」（笛の譜）
19「口伝云」（八方の舞の折の故実）

〔羅陵王舞譜〕の末尾には、次のような奥書が記されている。

建暦二年八月十日、〈舞家光則光時、笛家惟季清延〉相伝譜等并以口伝令書写畢。後代秘物也。

正六位上行左近衛将監狛宿祢在判

（底本には朱点等が付されているが省略し、句読点及び改行は私に施した。〈 〉内は割注、以下同様。）

詳しい考証は前稿を参照されたいが、[5] ここにいう「（狛）光則」「（狛）光近」家の舞と、「（大神）惟季」「（戸部）清延」家の笛の説を相伝した「左近衛将監狛宿祢」は、『教訓抄』の著者狛近真と推測される。

裏書12「荒序旧記」には近真没後の年期もみえるが、それは狛家嫡流を継いだ真葛（童名春福丸）の元服前の所作記録であり、近真没後に付加されたものとみられる。したがって、裏書をも含めた譜の成立時期は、「荒序旧記」の最後の記録、寛元二年（一二四二）以降間もなくと推定される。

次に、内容についてふれておく。

〔羅陵王舞譜〕は、大きく分けてⅠ舞譜とⅡ笛譜の二つの部分とからなり、それぞれ関連する部分に裏書が記されている。

Ⅰの舞譜の部分は、曲の構成を述べるaから残存している。構成を述べる部分の冒頭を欠き、〈乱序〉第二段より記される。以下、順に〈乱序〉〈囀〉〈嗔序〉〈荒序〉〈入破〉〈入切〉までの《羅陵王》の各部分が、例えば、

嗔序一帖　有口伝　又謂之少乱序

などと簡単な説明を付されて記されている。

bには、《羅陵王》の退場楽としての沙陀調調子が《案摩》

に変えられた経緯が詳細に述べられている。

c以下lまで、舞台に登場してから退場するまでの実際の舞の進行に沿った形で舞の譜や舞様が記されていく。cの楽の始めの舞台への入場の作法に始まり、dに〈乱序〉、eには舞人が漢詩句を朗唱しながら舞う〈囀〉、fに〈嗔序〉、gでは〈荒序〉に先立って演奏される〈音取〉で笙・篳篥・横笛の三管の演奏順を注記し、hからjまでは〈荒序〉、kには現在の演奏での〈当曲〉にあたる〈入破〉、lには楽が終わって舞人が退場する際の舞様である〈入様〉〈入綾手〉〈勅禄手〉の三種の舞譜が載せられている。続いてmには、この〈入綾手〉に関連して、御賀において公卿の若君が《羅陵王》を舞い、退場する際の先例が二例記される。

Ⅱでは、近真が則房より笛の〈荒序〉を伝授されたことが述べられ、以下に〈荒序〉一帖から八帖に至る笛の譜が記されている。笛譜を中心にして、右に笙、左に篳篥の譜が記されている。

ここでは、〈荒序〉について多くの説が載せられていることが目をひく。hに庶流である狛光則説が二説、iには嫡流である光近説が二説、jには八条中納言藤原顕長に授けたという説がのせられる。これにⅡの笛譜を加えると、〔羅陵王舞譜〕には〈荒序〉の説があわせて六説も記され、〈荒序〉に大きく筆がさかれていることになる。この点に着目すれば、本舞譜は、「荒序譜集成」といった様相を呈しているといえよう。

ところで、dの〈乱序〉第五段・第六段は、さらに三段に分かれており、「第五段」「第二段」「第三帖」、「第六段」「第二段」「第三段」となっているが、第六段に「号少膝巻。常舞之。初段也。」と注されていることから、「第五段」「第六段」はそれぞれ第五段初段、第六段初段をさし、「第二段」「第三段（帖）」は、それぞれ（第五段または第六段の）第二段・第三段を意味しているとみられる。なお、第五段の「第三帖」は「第三段」と同意である。

裏書は、《羅陵王》の各部分に関する口伝や演奏上の注記、曲の由来や《羅陵王》にまつわる説話、または演奏記録よりなる。このうち12と16は、ともに〈荒序〉の演奏記録である。

次に、『舞楽手記』について述べておく。『舞楽手記』は、現在春日大社に蔵される「春日楽書」中の一書である。「春日楽書」は、狛氏の楽統に伝わったと思われる一群の楽書で、現存するのは『楽所補任』二巻及び『高麗曲』『輪台詠唱歌外楽記』『舞楽古記』『舞楽手記』『楽記』の五巻で、いずれも鎌倉期写である。[6]

「春日楽書」の伝本としては、次の六本が知られている。

（1）春日大社蔵本　七巻
（2）国立公文書館内閣文庫蔵本　二十二冊
（3）国文学研究資料館寄託田安徳川家蔵本　二十二冊[7]

（4）宮城県図書館伊達文庫蔵本　二十冊
（5）上野学園大学日本音楽史研究所窪家旧蔵本　十一冊（一冊欠）
（6）故平出久雄氏蔵本　十二冊

「春日楽書」の伝本相互の関係については先学の論考に詳しいのでそちらを参照されたいが、[8]ここでも簡単に述べておく。伝本系統としては、（1）の春日大社蔵本（以下、春日本と略称）と、（2）（3）（4）の二十二冊本系統、（5）（6）の十二冊本系統に分けられる。

（1）春日大社蔵本

原本は未見、本文の検討などは春日大社蔵紙焼き写真版による。

『舞楽手記』は巻子本一軸、鎌倉期写。外題に「舞楽手記」とある。表には《羅陵王》の舞譜と演奏記録が記されており、紙背には〈荒序〉舞譜などを記す。

（2）国立公文書館内閣文庫蔵『楽書部類』（特一〇二一〇〇九）

冊子本二十二冊。第二十二冊『楽部雑著』の末尾に、次の識語を有する。

楽書二十二巻、古来秘伝也。蔵在南都興福寺、不妄示人。今度新写一部、如正本令校合、所納江戸御文庫也。
寛文六年正月

この識語から、内閣文庫蔵本（以下、内閣本と略称）は、寛文六年（一六六六）の書写であることがわかる。

第十七冊『荒序譜』が『舞楽手記』、第九冊『荒序譜』が『舞楽手記』紙背の一部に相当する。

『舞楽手記』について春日本と比較すると、字配りは春日本とやや異なる部分もあるが、行取りは春日本と同じである。両者とも冒頭を欠くものの、内閣本は春日本より十九行多く残存する。両者で行取り及び字配りがほぼ同じであることからすると、内閣本により春日本の欠落を類推することができる。そのほか、春日本は内閣本の「嗔序」第一段の九行分と第二段初行のあわせて十行分を欠く。さらに、内閣本末尾近くの跋文的記述三種のうちの二つを欠いている。

春日本「破第二切半帖異説」の二行目および三行目に「膝打」を朱点で見せ消ちして「腰付」と訂正している箇所があるが、内閣本でも同様にしており、楽譜中の朱点や朱の合点等をそのまま記すなど、春日本を忠実に写そうとの態度がうかがえる。

春日本「嗔序」の末尾には「四反近代二反ナリ」との注記が存するが、これが「嗔序」に属するものか、次の「入破第二帖」の傍書であるかが判然としない。そのため、内閣本ではこの語句が「嗔序」の末尾と次項目の「入破第二帖」の二

箇所に記されているという相違があるほか、まま誤写等が見られるものの、内閣本は、春日本の近世初期の姿を伝えるものとして貴重である。

（3）国文学研究資料館寄託　田安徳川家蔵『楽書』

冊子本二十二冊。内閣本を書写したもの。第六冊に（2）の内閣本と同じ識語を有する。『田藩事実』によると、享保十九年（一七三四）に田安宗武が江戸城から「楽書二十二冊」を借り出しており、それを書写したものという。[9]

第十七冊「荒序譜共二冊　十七」が『舞楽手記』、第十六冊「荒序譜共二冊　十六」が『舞楽手記』紙背舞譜の一部に相当する。

朱筆が墨書になっているなどの相違はあるが、内閣本をほぼ忠実に書写している。

（4）宮城県図書館伊達文庫蔵『楽書』（伊七六一・二／三）

冊子本二十冊。（3）と同様、（2）の内閣本を書写したもの。全冊とも外題に「楽書」と記す。第二十冊末尾に（2）と同じ識語を有する。

第十七冊が『舞楽手記』、第十一冊が『舞楽手記』紙背舞譜の一部に相当する。

行取りなども内閣本と同様であるが、内閣本十二丁ウの「聖宣」を「聖定」と誤るなど、まま誤写等が見られる。

（5）上野学園大学日本音楽史研究所窪家旧蔵本

「春日楽書」の『補任』に相当する〔補任下〕に次の識語を有する。

此一冊者、南都春日本談儀之屋ニ有之。仍大乗院御門主信雅依仰、拝借書写畢。

寛文拾〈庚戌〉年林鐘吉辰　甲斐守狛宿禰光逸

これによると、（5）は寛文十年（一六七〇）七月、興福寺本談義屋[10]に伝来した楽書を南都の楽人狛光逸が書写したものと推測される。[11]

『舞楽手記』に相当するものはなく、『舞楽手記』紙背舞譜の一部に相当するものが〔舞譜〕と仮称される一冊に含まれる。

（6）故平出久雄氏蔵本

未見。平出久雄氏が「楽書補任私考」で紹介されたもので、[12]現在の所在は不明である。寛文十年に狛光逸が書写した旨の識語を有するという。

『舞楽手記』及び『舞楽手記』紙背舞譜が含まれていたかどうかは不明。

以上から、（2）～（6）はすべて（1）の春日本を祖本とする近世の写本であり、（3）田安家本（4）伊達文庫本は（2）内閣本の転写本であることがわかる。（5）窪家旧

蔵本には『舞楽手記』に相当するものがなく、(6) 平出氏蔵本では、『舞楽手記』の有無は不明である。

そこで、『舞楽手記』について検討するに際しては、(1) の春日本をもととし、春日本の欠落部分は (2) の内閣本によって補うこととする。

なお、『舞楽手記』紙背にも〈荒序〉舞譜が存在するが、本稿では紙背をのぞいた表書の部分のみを考察の対象とする。

二 〔羅陵王舞譜〕と『舞楽手記』

本節では、〔羅陵王舞譜〕と『舞楽手記』との関係を考察する。

次頁にあげたのは、『舞楽手記』の構成である。春日本の欠落を内閣本によって補った形であげている。下段は、対応する〔羅陵王舞譜〕の項目にあたる。

なお、春日本の欠落部分は、構成表では次の三箇所である。

①冒頭部分のA「乱序」第五段の二段めから第六段の第一段部分に当たる十九行分

②C「嗔序」の第一段と第二段初行のあわせて十行分

③J跋文の(ア)(イ)

内閣本でも現在は巻首を欠くため、Aの記事より前に何らかの記述があった可能性もあるが、現状ではA〜Iまでが舞譜で、A「乱序」の第五段の二段目の途中からはじまり、B「囀」C「嗔序」全段、D「入破」の第二帖から記し、次にE「入破」の第二帖半帖の異説をのせ、〔羅陵王舞譜〕ではI「入様」(退場楽)の一種として載せられていたF「入綾手」G「勅録手」を記す。続いてHに〈入綾〉に関連する故実を記し、Iには、〔羅陵王舞譜〕でk「入破」第二帖の半帖の裏書であった「破第二切半帖異説」をのせて、その後にJの跋文を記し、跋文の後に〈荒序〉演奏の記録をあげる。

これによると、跋文をのぞけば『舞楽手記』の内容は、すべて〔羅陵王舞譜〕に存することがわかる。楽譜の部分で、〔羅陵王舞譜〕にあって『舞楽手記』に見えないのは、〔羅陵王舞譜〕のa〜cの曲の構成や退場楽に関しての故実・舞台に登場する際の作法、d「乱序」の第一段〜第五段の第一帖、g〈荒序〉に先だって演奏される〈音取〉とh〜jの〈荒序〉の各説、k「入破」の第一帖、lの退場楽のうちの「入様」の楽譜である。

〔羅陵王舞譜〕の裏書との関係でいえば、『舞楽手記』には、15の「入破」第二帖の半帖異説の舞譜、12「荒序旧記」の記事のうち⑪までの〈荒序〉演奏記録、13の〈入破〉半帖を舞った例が見える。

『舞楽手記』には、秘曲《羅陵王》の最秘伝である〈荒序〉に関する部分がまったくないことが注意されるが、この点については後述する。

ここで、『舞楽手記』の冒頭部分を〔羅陵王舞譜〕と比較

『舞楽手記』の構成

A 「乱序」（第五段）（第二段）「第三段」

「第六（三）段」[13]「第二段」「第三段」

B 「囀」「第一段」「第二段」

C 「嗔序」「第一段」「第二段」

D 「入破第二帖」「半帖」

E 「入破第二切異説」「二帖頭」「半帖頭」

F 「入綾手」

G 「勅禄手」

H 御賀の際の入綾の故実

I 「破第二切半帖異説」

J 跋文 （ア）聖宣が「秘譜」を書写した経緯

（イ）「故判官蒙　勅許事」

（ウ）近真臨終の際、近真から春福丸・光葛への荒序伝授の次第

K 〈荒序〉所作記録

1 保安三年三月三十日

2 天治元年正月二十九日

3 同二年正月十八日

4 大治二年正月二十日

5 長承元年八月二十二日

6 同二年三月六日

7 同二年三月七日

8 同二年三月二十六日

9 同三年二月二十日

10 同三年後十二月十四日

11 保延二年正月二十三日

12 同二年二月九日

〔羅陵王舞譜〕

d 「乱序」（第五段）「第二段」「第三帖」

「第六段」「第二段」「第三段」

e 「囀」「第一段」「第二段」

f 「嗔序」「第一段」「第二段」

k 「入破」「第二帖」「半帖」

l 「入破第二切異説」「二帖頭」「半帖頭」

l 「入綾手」

l 「勅禄手」

m 御賀の際の入綾の故実

裏書15 「破第二切半帖異説」（舞譜）

裏書13 「入破半帖舞例」

保安二年三月三十日

裏書12 「荒序旧記」

①天治元年正月二十九日

②同二年正月十八日

③大治二年正月二十日

④長承元年八月二十二日

⑤同二年三月六日

⑥同二年三月七日

⑦同二年三月二十六日

⑧同三年二月二十日

⑨同三年後十二月十四日

⑩保延二年正月二十三日

⑪同二年二月九日

してみよう。

＊この箇所は春日本に欠落しているので、内閣本に拠った。

「――」は、内閣本の書写段階で底本に存在した欠落を示す朱線である。この欠落部分と〔羅陵王舞譜〕の対応箇所には……を付し、両者で相違する箇所には〰〰を付した。

『舞楽手記』冒頭部分

突〈左右〉手
右下左膝突――〰左〰膝突替
右下左膝突――西向天右桴
懸右肩左印懸〰右〰肩右桴懸右肩
〈左右〉足縮〰南向天小踊
〈右足前左足後〉居右膝突左伏
肘打右桴腰突以桴右上見如
日書手――本左伏肘腰突伏肘
――下左膝突替
左下右膝突替右下左膝突替立
――桴未右手上桴本左手
下如雙（サウ）龍舞急随拍子早頻ニ
南寄天北廻向後尻走〈左右〉手
〈左右〉腰付天上見

〔羅陵王舞譜〕

乱序　第五段　第二段

北向天如初桴出目懸前走天小
躍〈右足前左足後〉居右膝突以
桴崎舞台地突右腰付以桴右上
見桴崎天上早如本突〈左右〉手
右下左膝突替左下右膝突替
右下左膝突替立天西向天右桴
懸右肩左印懸〰左〰肩右桴懸右肩
〈左右〉足縮〰躍天南向天小躍
〈右足前左足後〉居右膝突左伏
肘打右桴腰突以桴右上見如
書日手早如本左伏肘腰突伏肘
ヲ下〈左右〉手ヲ右下左膝突替
左下右膝突替右下左膝突替立
天右足搔桴未右手上桴本左手
下如雙龍舞之急随拍子早頻ニ
南寄天北廻向後尻走〈左右〉手
〈左右〉腰付天上見

これによると、『舞楽手記』は、〔羅陵王舞譜〕の〈乱序〉第五段の第二段の冒頭数行分を欠き、波線を付した部分に若干の相違が存するものの、両者はほぼ同文的に一致しているといえる。

したがって、両者は直接関係にあるかと推測されるが、ここで『舞楽手記』Jの三種の跋文のうち、『舞楽手記』の成立に関わる（ア）をみてみよう。

故判官近真、去（筆者注：仁治三年（一二四二））正月廿五日早世之後者、陵王荒序事、披テ譜啐向テ春福并光葛等、授読様了。一向沙汰之。於本一之、成春福分了。大事文書等置所、以〔外〕無四度計之間、或火事或盗人、旁有其恐之間、書出（イタス）此秘譜。写本者故判官自自筆也。少分ハ予書之。乱序之中、大膝巻以前者不書之。人皆知及之故也。入破初帖、又以不書之。於其外秘譜者、為令不絶常曲ヲ、以方便書写之。聖宣抜已之後者、可遣春福之許へ。穴賢々。

欠字を示す注記が存在して意味をとりがたい部分が存するものの、近真の没後、二人の息（光葛・春福丸）に〈荒序〉の譜の読み様を教えたこと、及び聖宣が『舞楽手記』を記すに至った事情が記されている。

すなわち、春福へ伝えるべき重要な文書が火事や盗難にあう恐れを考えて、近真自筆の写本による「秘譜」を書き出した、というのである。その際、「大膝巻」と「入破初帖」は書かず、その他の譜については、「常曲」を絶えさせないために書いたのだ、と。

両書の同文性の高さからして、聖宣がもととした近真自筆の「秘譜」[14]とは、〔羅陵王舞譜〕をさすとみて誤りないと思われる。

「大膝巻」は、〔羅陵王舞譜〕d「乱序」第五段の第一段に「名大膝巻。秘々蔵手也。舞非普通故也。」との注記が存在するので、これを指すと推定される。これと傍線部に「大膝巻以前者不書之」とあることを併せ考えると、『舞楽手記』は、もともと〈乱序〉第五段の二段めから記し始められており、〈乱序〉第五段の初段以前の譜はもとから存在していなかったことになる。春日本より多く残存する内閣本でも、「大膝巻」の次の「乱序」第五段の二段目の途中からしか残っていないが、右の事情からすると、『舞楽手記』冒頭部分に欠けているのは、〔羅陵王舞譜〕との対照表であげたほんの数行分にすぎないと推察される。

また、『舞楽手記』には〈入破〉第一帖も見えないが、傍線部の後半に「入破初帖、又以不書之」とあることから、意識的に書かなかったことがうかがわれる。

ここで注意すべきは、秘曲《陵王》のうちでももっとも重要な〈荒序〉が『舞楽手記』には記されていないにも関わらず、そのことについて言及がないことである。

『舞楽手記』の紙背に〈荒序〉の舞譜も記されているが、

これと〔羅陵王舞譜〕の間には、『舞楽手記』表書との間ほどの緊密な関係は見出されない。

跋文中に「為令不絶常曲」との文言があることに着目すると、〈荒序〉は『舞楽手記』に記されるような「常曲」とは異なるものとして認識されていたとも考えられる。同じ跋文中に「陵王荒序事、披ヲ譜啐向ヲ春福并光葛等、授読様了」とあることからすれば、「春日楽書」中に存在する〈荒序〉の伝授譜のように、[15]〔羅陵王舞譜〕の〈荒序〉の部分のみを記した楽譜のようなものが『舞楽手記』とは別に存在していたのかもしれない。

あるいは、聖宣は、〈荒序〉を「常曲」とは別の、特に重要なものとして扱い、『舞楽手記』には載せなかったものか。今のところ、『舞楽手記』に〈荒序〉が見えない理由に関しては、不明といわざるを得ない。

ともあれ、『舞楽手記』は〔羅陵王舞譜〕を取り込んで成立したと推断される。では、〔羅陵王舞譜〕をどのように摂取しているのだろうか。『舞楽手記』A～Iの楽譜の部分では、先に引用した箇所でいうと、例えば冒頭部分で〔羅陵王舞譜〕では「右・膝突替」となっていたのが、『舞楽手記』では「左・膝突替」となっているなど、両書で左右どちらの所作とするかが異なっている場合がある。また、『舞楽手記』D「入破第二帖」の冒頭部分には、〔羅陵王舞譜〕にはない「口伝云、入破能略定時、半帖舞時者、自第五拍子上約拍子」との注記が見える。しかしながら、これら以外では、『舞楽手記』はほぼ〔羅陵王舞譜〕と一致している。

一方、末尾の〈荒序〉演奏記録においては、〔羅陵王舞譜〕の記述をそのまま用いているわけではないようである。

・〔羅陵王舞譜〕裏書12「荒序旧記」⑧

1同三年二月廿日、2院舞御覧。（朱）今日、同内裏有舞御覧。種々舞共。

抑、今日舞御覧、3光則之陵王可有御覧故。雖4然、依4有故障、於荒序・大膝巻、申止了。然者、五人陵王可有御覧由、定了。

5一番、則助。破、二切。6二番、光則。同前。7三番、光近。同前。8四番、光時。同前。9五番、行貞。同前。10但、行貞陵、失礼度々、11不足言也。12楽人。元政。清延。時秋。13時行。貞時。助種。公弘。光元。忠

・『舞楽手記』K〈荒序〉所作記録9

1同三年二月廿日、2院舞御覧。3為光則陵王御覧也。4然而故障。

5一番、則助。破、二切。6二番、光則。同前。7三番、光近。同前。8四番、光時。同上。9五番、行貞。同上。10但、行貞陵王、11為不足言。12楽人。元政。清延。時秋。13以下、不及注之。

右の引用では、両者で対応する箇所に傍線と番号を付し、両者で相違する部分には波線を付した。

〔羅陵王舞譜〕の記事は、院（鳥羽院）の舞御覧で狛光則の《陵王》を御覧になる予定だったが、支障があったため、〈荒序〉〈大膝巻〉は取りやめとなり、かわりに光則を除いた五人の〈陵王〉を見ることになった、というかなり長い記事となっている。ところが、『舞楽手記』では、〔羅陵王舞譜〕に記される細かい事情は捨象して、「院の舞御覧」（傍線2）は、「光則の陵王を御覧になるためだった」（傍線3）が、「支障があった」（傍線4）、と話の骨格のみを記す。つまり、『舞楽手記』は、〔羅陵王舞譜〕の文言を適宜抄出しながら、要点のみを記しているといえる。その際、傍線10のように〔羅陵王舞譜〕では「行貞陵」とのみあって理解しにくい表現を、『舞楽手記』では「行貞陵王」とし、狛行貞が《陵王》を舞ったことが伝わりやすくなるように言い換えている。その一方で、波線13では、〔羅陵王舞譜〕に載せられる当日の演奏に携わった九名の楽人のうち、時行以下六名を「以下、不及注之」として省略している。

次の例では、〔羅陵王舞譜〕の語句の順序を大幅に入れ替えて記事を再構成している。

・〔羅陵王舞譜〕裏書13

入破半帖舞例、[1]保安二年三月卅日、賭弓。[2]依大雨、如形[3]荒序三切許。[4]彼半帖、[5]光則舞之。

・『舞楽手記』K〈荒序〉所作記録1

[1]保安三年三月卅日賭弓。[2]光則舞之。[3]荒序三帖。[4]入破半帖。[2]依大雨也。

〔羅陵王舞譜〕と『舞楽手記』で年時に一年のずれがあるものの、記事の内容は同じである。

〔羅陵王舞譜〕裏書では、〈入破〉の半帖を舞った例として日次記的な記述がなされているのに対し、『舞楽手記』では、この記事の語句をそのまま用いながらも、表題を略し、日時、所作した人物、演奏した人とその理由という形へ記述の順序を入れ替えるなどして編成し直しており、〔羅陵王舞譜〕の記事を再構成して利用しているといえる。

これらからは、〔羅陵王舞譜〕の文言を生かしながら、必要に応じて再構成し、理解しにくい表現はわかりやすく言い換えたり、不要と思われるものは省略したりするという態度がうかがえる。

以上みてきたことからすると、『舞楽手記』は、楽譜の部分については〔羅陵王舞譜〕をほぼそのまま利用し、末尾の記録部分については、適宜抄出や語句の言い換えなどの改変を行っているとみなせよう。ここからは、譜を記すにあたっては、〔羅陵王舞譜〕をそのまま用いることで、そこに見える楽説を正確に伝えようとの意識があったことがうかがえ、

記録部分に関しては、〔羅陵王舞譜〕の文言を尊重しつつも、必要最低限のことを伝えることで可とする、という態度が看取される。

ところで、前述したように、楽譜部分に関しては、〔羅陵王舞譜〕からの抽出部分について言及はあるものの、跋文以降の記事については『舞楽手記』に載せられた理由は明確でない。ただ、〔羅陵王舞譜〕裏書にも数種の演奏記録が収載されるように、〈荒序〉の記録をのせることは、先例を知る上でも重要なことであったと思われる。

そうした目的で〔羅陵王舞譜〕にもとづいて演奏記録を記そうとした時、恐らく、もっとも多くの記録を載せる裏書12「荒序旧記」がまず選択されたであろう。ついで裏書13「入破半帖舞例」は、『舞楽手記』中のDにもある〈入破〉半帖の演奏例でありつつ、本文中に〈荒序〉の所作を記すので、裏書12の記録と同等のものとして採用されたのだろう。その際、裏書13と裏書12「荒序旧記」の表題がわずか一行分の空白をおいただけで隣り合っているという、物理的な事情も関係しているのではないかと推察される。すなわち、裏書12「荒序旧記」から記事を抽出しようとした時、その直前にあって「荒序旧記」と同様に〈荒序〉演奏記録を記している裏書13にも目がとまり、表題を除くなどして、これを本来の〈入破〉演奏記録から、〈荒序〉演奏を主体とするものへと編成し直して『舞楽手記』に載せたのではないかと考えるのである。ただし、裏書12の二十九条の記事のうち、なぜ⑪までの記録のみ載せられているのかについては、明確にはできない。

三　『舞楽手記』の成立とその意義

ここで改めて『舞楽手記』の成立の過程について述べ、あわせて『舞楽手記』のもつ意味について考えたい。

J跋文（ウ）には、仁治三年正月、いまだ狛氏嫡家の最秘事《羅陵王》の〈荒序〉を伝授しないままこの世を去ろうとしていた近真のもとに聖宣が遣わされ、近真は彼の説得により二人の子息、光葛と春福丸に〈荒序〉を伝授した経緯が記されている。[16]

仁治三年正月十五日ヨリ、故判官近真、病悩追日次第ニ有リ増ヲ一。雖然一無シ荒序伝授之沙汰一。仍光葛、参テ三蔵院僧正御許ヘ一可授荒序ヲ一之由、可被仰触近真之旨申入。仍宗誉律師、奉書ヲ遣近真許、逐事不可叶之由也。重良願房為使者被仰遣之処、尚以故障。廿二日ニ、愚僧、以病中之身罷向近真之許、以道理申子細之間、扶病患、授荒序於光葛并春福丸二人子息畢。出看病之諸人、聖宣之外妻女并左近将監近継許者有其座。春福ハ十一歳也。自拭涙習之事次第、〔哀カ〕傷満胸。荒序譜ハ極秘蔵之故、自昔以作文字書置之。聖宣一人知此ヲ一之間、或付仮名或読聞ス之ヲ一。荒序以下秘曲云、太鼓鞨鼓之説云、当家

甚深之故実、心之所及、雖欲授渡、光葛者不入心而期明日。春福者少年而無其弁。愁歎如何。願蒙　三宝大明神御冥助、延十年之寿命、必欲継舞楽之秘事。若所願無僻事者、枉可蒙　神感矣（花押）

ここでは、寺家からの二度の要請にも〈荒序〉伝授を肯んじなかった近真が、聖宣の説得に応じて二人の子息へ伝授を行ったこと、また十一歳の春福丸は涙をぬぐいつつ伝受した、ということが特記されている。その後、聖宣は、狛氏嫡流に伝わる〈荒序〉以下の秘曲、太鼓・鞨鼓などの打物の説や種々の故実などを近真の遺児に授け渡そうとするものの、光葛は「心に入れず」、春福丸は相応の年齢に達していないために理解できない、という状態で、家の秘事の相伝が思うに任せない彼の嘆きが述べられる。

ところで、近真の死後、近真の遺した書籍などは聖宣に預けられた。それは、彼の編著『舞楽府合抄』に「近真去仁治三年正月逝去之後、自寺家蒙仰、守護彼遺書・日記等之刻」[17]とあることより知られる。

聖宣が「秘譜」と称した《羅陵王》の秘説を網羅した〔羅陵王舞譜〕も、彼の手元にあったであろうことは想像に難くない[18]。そして、彼は、火事や盗難などの災厄に備えて、その「秘譜」をもとに『舞楽手記』を著したのである。

くりかえして言うと、聖宣は、近真の死去にともなって狛氏嫡流の相承が断絶する危機に際して尽力し、近真の息子達への最秘曲〈荒序〉伝授を実現させ、楽統断絶の危機を救った。その後、近真の遺した秘書類の管理を任された聖宣は、火災や盗難などの災厄に備えるため、との理由で、自らの手元にあった秘伝書の一つ、〔羅陵王舞譜〕から、新たな楽書『舞楽手記』を編んだのである。

こうしたことからすれば、『舞楽手記』は、楽道継承の危機にあって、いかにして楽書が生まれるか、という実態の一端を具体的に示すものといえるのではないか。

おわりに

以上、本稿では、狛氏に伝わった秘曲《羅陵王》の舞譜〔羅陵王舞譜〕と、狛氏の楽統に伝えられた「春日楽書」のうち、『舞楽手記』との関わりについて論じた。その結果、『舞楽手記』は〔羅陵王舞譜〕をもととして成立したものであることが明らかになった。つまり、〔羅陵王舞譜〕は、『舞楽手記』の生成に大きな役割を果たしたもので、狛氏の楽統の継承にあたって、重要な意義をもったものであったことが明らかになったといえよう。

こうした考察の結果、秘事の相承にともなって、既存の楽譜を利用しつつ、新たな楽書が産み出される様相をもうかがい知ることができたように思う。

『舞楽手記』と同じく「春日楽書」中に存する『舞楽古記』も、〔羅陵王舞譜〕と関連するのであるが、この点に関して

は稿を改めて述べたい。

末筆ながら、貴重な資料の調査・閲覧をご許可下さった宮内庁書陵部、春日大社、上野学園大学日本音楽史研究所はじめ、各図書館・文庫の方々に心よりお礼申し上げます。

注

(1)拙稿「宮内庁書陵部蔵『陵王荒序』考―『教訓抄』との関連について―」(池上洵一編『論集　説話と説話集』、和泉書院、平成十三年)、「宮内庁書陵部蔵〔羅陵王舞譜〕―解題と翻刻―」(『日本伝統音楽研究』一、平成十六年)参照。論述の都合上、本稿はこれらと記述が重複する部分がある。なお、宮内庁書陵部において本舞譜は『陵王荒序』と称されているが、譜の内容から〔羅陵王舞譜〕と呼称する。

(2)注(1)に同じ。

(3)「春日楽書」については、『日本古典音楽文献解題』(講談社、昭和六十二年、「春日楽書」の項は福島和夫氏執筆)、平出久雄氏「楽所補任私考」(『東洋音楽研究』二、昭和十二年)、福島和夫氏「楽人補任とその逸文について」(『日本音楽史叢』、和泉書院、平成十九年、初出『雅楽界』五四、昭和五十三年)、「狛近真の臨終と聖宣」(同書、初出『古代文化』三四―一一、昭和五十七年十一月)、第十回特別展観解題目録『中世の音楽資料―鎌倉時代を中心に―』(上野学園日本音楽資料室(現上野学園大学日本音楽史研究所)、昭和六十一年)、櫻井利佳氏「春日大社蔵〔楽記〕について　付、紙背〔打物譜〕翻刻」(二松学舎大学21世紀COEプログラム中世日本漢文班『雅楽・声明資料集　第二輯』、平成十九年)等参照。

(4)前掲注(3)「狛近真の臨終と聖宣」。

(5)注(1)に同じ。

(6)櫻井氏は、前掲注(3)の論考において、「春日楽書」と、そこに含まれる楽書の呼称に問題があることを指摘しているが、本稿では通称としての「春日楽書」を用いる。

(7)これに関しては、「田安徳川家蔵楽書目録」(『東洋音楽研究』四一・四二、昭和五十二年)に解題がある。

(8)前掲注(3)、及び宮崎和廣氏「『教訓抄』の撰述資料に就いて―『楽記』を巡って―」(中央大学『大学院研究年報』二〇、平成三年)、なお、前掲注(3)『中世の音楽資料』には、春日楽書(1)(2)(3)(5)の伝本による対照表が付されており、有益である。

(9)注(7)、鈴木淳「田藩文庫考」(日本書誌学大系『田藩文庫目録と研究』、平成十八年)。

(10)「本談義屋」とは、「春日神社の旧記によれば後堀河帝寛喜二年に建立せられ、光格帝寛政年間に火災に罹って失はれた、五箇の屋の一つであって、唯識論を以て本尊となす由である」という(前掲注(3)平出氏論考)。

(11)前掲注(3)論考において「春日楽書」中の『楽記』について詳細に検討された櫻井氏は、窪家旧蔵本が内閣本以前に書写された可能性を述べている。

(12)前掲注(3)に同じ。

(13)本文には「第三段」とあり、朱筆で「六」と注記する。

(14)ただし、〔羅陵王舞譜〕は転写本であるので、ここでいう「近

真自筆」の本は、現存の〔羅陵王舞譜〕そのものではない可能性がある。

(15)『輪台詠唱歌外楽記』。

(16)この間の経緯については、前掲注（3）福島氏「狛近真の臨終と聖宣」に詳しい。

(17)本文は、上野学園大学日本音楽史研究所蔵本による。

(18)前掲注（3）「狛近真の臨終と聖宣」で福島氏は、「これらの遺書には、『荒序舞譜』や『楽記』のほか、『楽書補任』および春日楽書（略）の一部等があり、更に云えば、『教訓抄』もまた含まれていたものと思われる」と述べる。

〈付記〉本稿は、平成二十年度科学研究費補助金（20820057）による研究成果の一部である。

（なかはら・かなえ　神戸学院大学准教授）